

しまね版特区の認定申請受付（令和3年度第2回）

県では、県民自身の自由な発想による「地域の活性化に資する事業（＝地域が元気になる事業や活動）」を推進するため、「しまね版特区」制度を設けています。

地域で自主的に取り組もうとしている「事業」が、県の規制によって実施することが困難な場合などに、この制度を利用して、関係する規制等の特例措置（規制緩和など）を提案することが出来ます。

また、県民自身が過去において実際に経験した規制事例による「規制等の特例措置」のアイデア提案も可能です。

令和3年度第2回目の申請受付を下記のとおり行います。

記

- 1 受付期間 令和3年10月13日（水）から令和3年10月29日（金）
- 2 申請者 市町村、民間事業者（NPO法人、住民グループ、民間企業など）
- 3 事前相談

これまで以上にみなさんの取組を実現することができるよう、アイデアの段階から事前相談を行います。

まずは申請に先立って、事前相談シートに必要な事項を記入し、下記6の窓口にご連絡ください。県の規制の確認や申請書の作成方法など、受付期間にかかわらずお気軽にご相談ください。※様式は県のホームページからダウンロードできます

(http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/region/chiiki/tokku/shimane_tokku.html)

4 申請

次の書類（様式1号または様式3号）を作成し、下記6の窓口まで提出してください。

■しまね版特区計画（事業の実施予定がある場合）

しまね版特区計画認定申請書（様式1号） 1部

同電子ファイル（一太郎、ワード、エクセル等で作成したもの）

■しまね版特区アイデア提案（過去に体験した例による提案）

しまね版特区アイデア提案書（様式3号） 1部

同電子ファイル（一太郎、ワード、エクセル等で作成したもの）

※様式は県のホームページからダウンロードできます

※申請書・提案書は、原則県のホームページで公開する予定です

5 参考（※県のホームページからダウンロードできます）

しまね版特区推進基本方針

しまね版特区推進要綱

しまね版特区推進要領

しまね版特区Q&A

6 提出先および相談窓口

■島根県庁 しまね暮らし推進課 地域づくり支援グループ

松江市殿町1

Tel：0852-22-6502 Fax：0852-22-5761

E-mail：shimanegurashi@pref.shimane.lg.jp

■西部県民センター 石央地域振興課（浜田合同庁舎内）

浜田市片庭町254

Tel：0855-29-5511 Fax：0855-22-5306

■西部県民センター 県央事務所 石東地域振興課（あすてらす内）

大田市大田町大田イ236-4

Tel：0854-84-9581 Fax：0854-84-9578

■西部県民センター 益田事務所 石西地域振興課（益田合同庁舎内）

益田市昭和町13-1

Tel：0856-31-9751 Fax：0856-31-9525

■隠岐支庁県民局 地域振興課（隠岐合同庁舎内）

隠岐郡隠岐の島町港町塩口24

Tel：08512-2-9613 Fax：08512-2-9626